

別表 1 (第 3 条第 2 項)

加入金徴収基準及び払込みの方法

1. 加入金徴収基準

区 分	金 額 (円)
個人会員	5, 0 0 0
法人会員	8, 0 0 0

2. 加入金の払込みの方法

加入承諾後 1 ヶ月以内に事務局へ持参、又は郵送、或いは本商工会指定の銀行口座に振り込むものとする。

別表 2 (第 4 条)

会費の徴収基準、払込みの方法及び納期

1. 会費徴収基準

(1) 一般会費

区 分	個人企業	法 人 企 業				
資本金 従業員		300 万円 以下	301~ 500 万円	501~ 1,000 万円	1,001~ 2,000 万円	2,001 万円 以上
0~1 人	6 口以上	10 口以上	13 口以上	16 口以上	19 口以上	22 口以上
2~3 人	8 口以上	11 口以上	14 口以上	18 口以上	21 口以上	24 口以上
4~5 人	10 口以上	15 口以上	19 口以上	22 口以上	25 口以上	29 口以上
6~10 人	11 口以上	20 口以上	23 口以上	26 口以上	30 口以上	33 口以上
11~15 人	15 口以上	24 口以上	28 口以上	31 口以上	34 口以上	37 口以上
16~20 人	20 口以上	29 口以上	32 口以上	35 口以上	39 口以上	42 口以上
21~30 人	24 口以上	33 口以上	36 口以上	40 口以上	43 口以上	46 口以上
31~50 人	29 口以上	37 口以上	41 口以上	44 口以上	47 口以上	51 口以上
51 人以上	33 口以上	55 口以上				

※ 従業員の基準は、毎事業年度 4 月 1 日現在とする。また、個人企業の場合は家族従業員を含み、臨時・パートは 0.5 人換算する。(1 人未満切捨て)

(2) 特別会費

大企業(支店・営業所を含む)又は大企業に準ずる会員及び特別会員は、会長の了承を得て協議の上決める。

(3) 1 口の金額は 1,000 円とする。